

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業活動を行い利益を向上させ株主各位に対する株主利益の増大を第一に考えて、このことを踏まえ、経営の透明性・迅速性及び経営責任の明確化を図るとともに、企業価値の向上を基本方針としております。また、株主、従業員、消費者、取引先等に対して経営の透明性を向上させ、必要な施策を実施しコーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小笠原 康正	866,134	9.70
小笠原 孝	592,430	6.63
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	485,000	5.43
テーオー取引先持株会	413,600	4.63
小笠原 正	365,480	4.09
株式会社北海道銀行	313,600	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	301,000	3.37
小笠原 弘	205,880	2.30
株式会社みちのく銀行	132,500	1.48
株式会社エイチ・アンド・エイ	120,000	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況に記載していませんが、平成30年5月31日現在の自己株式2,517,827株(29.30%)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高田 育生	他の会社の出身者					○						
米塚 茂樹	弁護士											
佐藤 等	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 育生		_____	高田育生氏ははくほくTT証券株式会社の代表取締役副社長を務めており、会社経営者として豊富な業務経験をもとに独立した立場から当社の経営を監督いただき、的確な提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。
米塚 茂樹		_____	米塚茂樹氏は、会社の経営に関与した経験を有していませんが、弁護士として30年以上にわたる法曹界における経験・知見をもとに独立した立場から経営を監督いただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。

佐藤 等	○	——	佐藤等氏は、平成2年に佐藤等公認会計士事務所を開業しており、公認会計士として豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社に対する会計面での的確な提言をいただけるものと判断し、社外取締役役に選任いたしました。
------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人と、監査上の重要ポイントについての意見交換等の連携を図り、会社の現状について情報及び意見交換を行い監査の品質向上、監査の効率化、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 徳友	他の会社の出身者													
菊地 喜久	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 徳友	○	高橋徳友税理士事務所所長(人的関係、資本的関係、取引関係はありません。)	税理士事務所所長で財務経験・人望等を考慮し、監査役に適任のため。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

菊地 喜久	○	菊地喜久税理士事務所・行政書士事務所 所長(人的関係、資本的关系、取引関係 はありません。)	税理士及び行政書士事務所所長で財務経験・ 人望等を考慮し、監査役に適任のため。また、 一般株主と利益相反の生じるおそれがないと 判断したため、独立役員として指定しており ます。
-------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等の額は、各取締役の責務及び経営への貢献度に応じた報酬のほか会社の業績に応じた役員賞与を支給する方針を採
ております。なお、役員の報酬等の算定方法の決定に関しては、取締役会での承認を得ることとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

1. 取締役に支払った報酬等の総額 53,300千円(うち社外取締役6,600千円)
2. 監査役に支払った報酬等の総額 7,200千円(うち社外監査役3,600千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は平成29年8月24日開催の定時株主総会において、取締役は年額150百
万円以内、監査役は年額30百万円以内と決議されております。また、その決定方法は、個々の役員の職責と成果に応じて、取締役報酬は取締役
会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専属スタッフはおりませんが、独立した立場から経営への監督及び監視を的確かつ有効に実行できるよう
主に経営企画部と連携し必要な情報を迅速に提供、説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行の方法
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成されており、毎月1回開催するほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議
並びに事業報告及びその対策について意思決定をしております。
また、当社は経営と業務執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は上記の意思決定並びに組織規程及び執行役員規程に基
づき、所管する各部門の業務を執行しております。なお、執行役員会は毎月1回開催されております。
2. 監査・監督の方法
(1)監査役監査

監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会における協議により定めた監査の方針に従い、取締役会及び社内における各会議へ積極的に参加し、経営全般に対する監督及び取締役を含む業務執行役員の業務執行の監視や法令遵守の監視を行っております。また、監査役会は毎月1回開催され、相互の職務の状況を報告し、情報を共有しております。

(2)監査部による内部監査

監査部は社長直轄の部署として6名で構成され、内部監査規程に基づき計画的に内部監査が行われております。監査対象の規模により監査人員が必要な場合は、関連部門が監査業務をサポートしております。また、監査役会とは必要の都度、情報を交換する体制をとっており、監査役の協力のもと業務の適正な遂行のために必要な指導を行っております。

(3)会計監査人による財務諸表監査

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツに委託しております。会計監査人に対しては、定期的な監査のほか、会計上の課題等について随時相談、確認を行い、会計処理の透明性及び財務報告の正確性等の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意志決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な体制をとっております。さらに取締役会に対する監視機能を発揮するため、取締役5名のうち3名を社外取締役で監査役3名のうち2名を社外監査役としております。社外取締役は、企業経営及び法曹界並びに会計における経験に基づく見識をもとに、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしております。さらに、社外監査役2名はそれぞれが専門知識を有し、その専門的見地からの確な経営監視を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社(以下、「当社グループ」とする)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び企業倫理等を遵守した職務執行を行うための行動規範となるコンプライアンスに関する規程を定め、当社グループの取締役及び使用人にコンプライアンスに対する認識を浸透させる。また、その徹底を押し進めるために、総務部コンプライアンス室、監査部及び監査役が、それぞれ連携してコンプライアンス体制を統括するものとし、維持、整備及び強化を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その記録媒体に応じて適切に保存及び管理を行い、監査役がこれらの文書の保存及び管理が諸規程に準拠して行われているか監査するものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する事項については、事業上のリスク管理に関する基本方針、管理体制等の社内規程を定め、これに基づいたリスク管理体制を構築し、適切なリスク管理を行う。また、当社グループにおける重大なリスクが発生した場合、速やかに担当取締役を決定し、迅速な対応を行い損失を最小限に抑える体制とする。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定例で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの重要事項に関する意思決定を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、執行手続きの詳細を定めるものとする。
5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するために、グループ会社を含めた会議を定例で毎月1回開催し、企業経営に係る重要な事項を協議し、業績などの報告を受け、企業集団としての連携体制を確立するものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を配置し、当該使用人に対する指揮命令は監査役の指示に従うものとする。また、配置される使用人の任命、異動及び人事考課等については、監査役の意見を尊重して決定し、その独立性を確保するものとする。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社の事業活動又は業績に著しい影響を与える恐れのある重要な事項について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役は必要に応じて取締役及び使用人から報告を求めることができるものとする。なお、この場合当社の監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いをしてはならないものとする。
8. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の取締役会に出席し、かつ、必要に応じて、社内的重要な会議に出席することができる。監査役は、取締役の職務の執行に係る文書のほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社で定めている行動規範(コンプライアンス・プログラム)で明示している、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、関係を遮断することを基本としています。
- (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力からの要求には応じない、法令や企業倫理に反した事業活動を行わないことを指導するとともに内部通報規程を整備しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

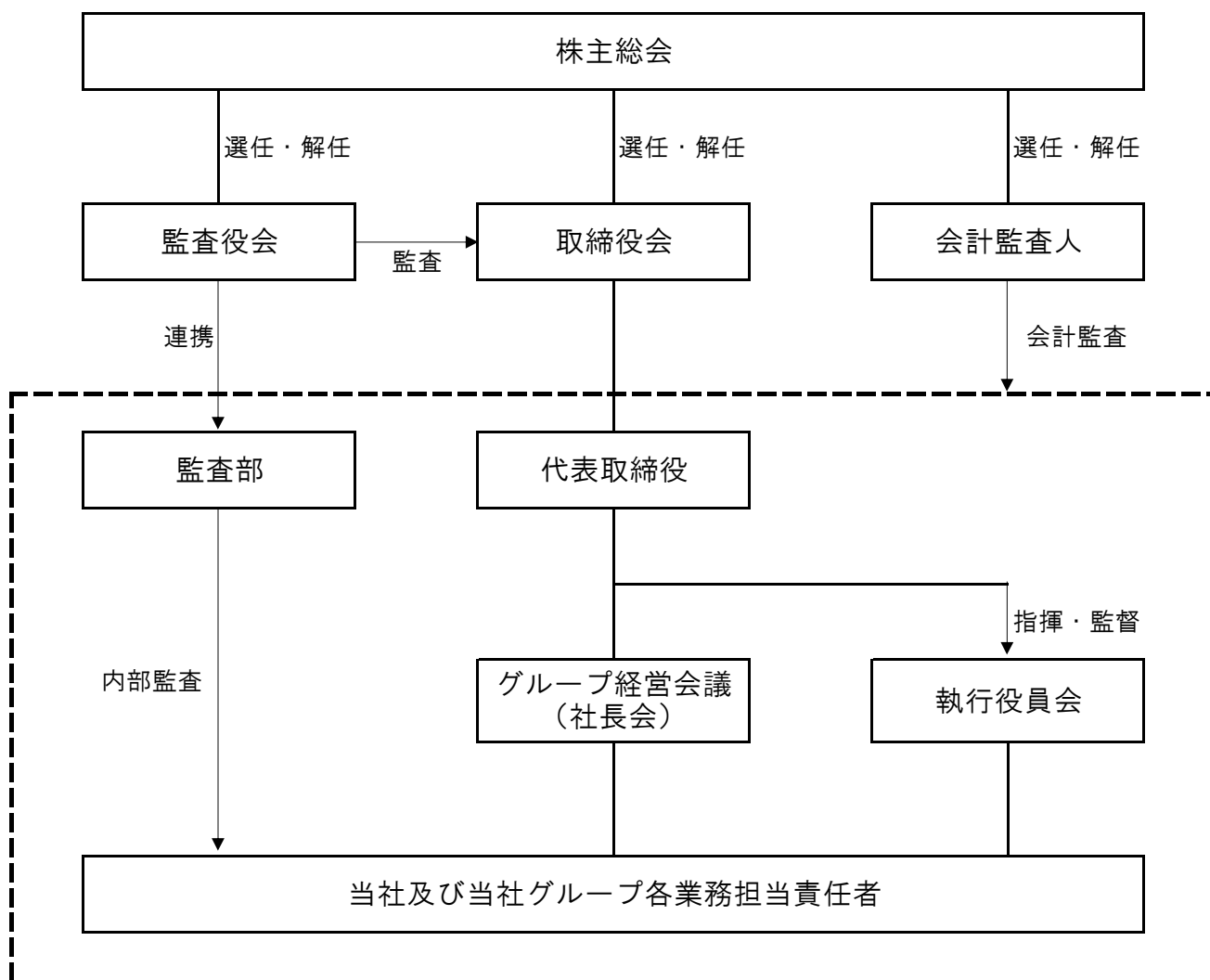
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の役割分担を明確化することで機動性を確保し、迅速な決定と執行を行える経営体制を実現するとともに外部からの意見も積極的に取り入れ、企業運営に活かし、経営の透明性、公正性の向上を図ることにより会社経営の健全性の維持に努めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

